

生涯音楽行政の可能性—日仏の学校外音楽指導者の比較を通して—

永島 茜

(武庫川女子大学)

【要旨】

我が国における生涯音楽は、既に実態として定着している活動であるにも拘らず、これまで生涯学習に関わる研究領域において中心的に論じられることはなかった。本稿では、音楽の専門家を育成する目的以外の音楽活動を生涯音楽と捉え、これを支える行政、即ち生涯音楽行政の可能性を探る。具体的には、我が国の「生涯学習音楽指導員」及びフランスの「学校参与音楽家」の活動事例を中心に比較検討する。共に、主に初等教育段階にある者を対象に、有資格の学校外音楽指導者として関与する活動である。これらの活動及び資格に関する状況を比較する事で、今後の我が国において生涯音楽環境を整備する為の課題及び展望について考察する。

はじめに 日仏の生涯音楽、特に学校外の音楽指導者を巡る状況について

我が国では、1994年に生涯学習の一環としての音楽学習環境を整備するための法的枠組みとして、「音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律（平成六年十一月二十五日法律第七号、通称「音楽振興法」）が制定された。

これに伴い、財団法人音楽文化創造では、生涯学習としての音楽を指導する「生涯学習音楽指導員」の養成及び資格授与を行っている。この組織では、同法制定を中心的に押し進めてきたこともあり¹、現在も国に「生涯学習音楽指導員」の国家資格化を働きかけている。

他方、本稿でこれと比較検討するフランスの「学校参与音楽家」（Musiciens intervenant en milieu scolaire, M.I.）は、国が認める専門教育課程の修了証が資格となっており、国家資格と考えられる。

本稿では、日仏におけるこれら二つの学校外音楽指導員に焦点を当て、特に①法的枠組み・目的・役割、②活動内容と活動の場、③養成課程の観点から比較する。加えて、実際の活動事例を検討することで、我が国の生涯音楽行政の課題を抽出し、延いては今後の在り方について示唆を与えたい。

検討にあたり、我が国の「生涯音楽行政」の語が示す範囲は、国及び地方公共団体が管轄する生涯学習政策を実施するための行政活動としたい。

ところで、我が国の「生涯学習音楽指導員」及びフランスの「学校参与音楽家」は共に、主に初等教育段階にある者を対象として、学校教育と連携を図りながら音楽指導を展開している。従って、本稿において言う「学校外音楽指導者」とは、指導の場としての学内・学校外を示すのではない。

即ち、教育課程で定められた教科教育を実施するために、各学校に所属する教諭ではなく、教育課程と連携して学校で実施される音楽教育、或いは地方公共団体によって独自

に実施される音楽教育を担う音楽指導者を示す。これらの学校外音楽指導者には、「生涯学習音楽指導員」や「音楽アウトリーチ活動」²を行う演奏家、音楽分野の「特別非常勤講師」³等が混在したり重複したりしている。

本稿では、生涯学習としての音楽活動（以下、「生涯音楽活動」という）を中心に検討する目的から、これらのうち「生涯学習音楽指導員」に焦点を当てた。

日仏の音楽教育行政には、大きな差異が認められる一方で、本稿で検討する「生涯学習音楽指導員」及び「学校参与音楽家」の活動には、共通点も見出される。従って、この両者を比較し、それぞれの特徴を抽出する事で、我が国の今後の生涯音楽行政の在り方に対し、有益な示唆を与えられるものと考えられる。

これまでの我が国において、生涯音楽活動については、いくつかの先行研究が挙げられる⁴。これらは、生涯音楽活動の理論的側面を検討し更に活動事例とノウハウを紹介するもの、或いは、活動事例紹介を重視するものがある。

しかしながら、理論的側面を検討する研究は、包括的な理念形成を目指すものであるにも拘らず、各研究成果において、理論的基盤となる生涯学習の概念や範囲が曖昧である。従って、生涯音楽活動に対する理論的枠組みが定まらず、生涯音楽行政に関わる課題等も把握できていない。また、「音楽アウトリーチ活動」については、生涯音楽活動としての観点はあまり見られない。

他方、フランスにおける学校外音楽指導員に関する先行研究については、いくつかの先行研究が見られる⁵。それらのうち、「学校参与音楽家」を対象とする研究もあるが、我が国の例と比較したり、生涯学習と音楽の関係から論じたりするものは見当たらない。

これらの先行研究に対し本稿では、生涯音楽活動の理論構築を見据えつつ、より具体的な検討を目指すため、活動内容の面で日仏に共通点が見出される「生涯学習音楽指導員」及び「学校参与音楽家」に焦点を絞りたい。

研究の方法として、比較検討に当たり文献資料に加えて「生涯学習音楽指導員」については、2005年「生涯学習音楽指導員全国シンポジウム」、「生涯学習音楽指導員研究会ネットワーク」の活動を見学した際の記録を参照した。「学校参与音楽家」については、筆者が2002年に行ったインタビュー、2006年6月～7月及び2008年2月の活動随伴の記録を参照した。

これらの比較を通じて、我が国における生涯音楽行政の課題を抽出することで、延いては今後の在り方に示唆を与えることにも繋がると考えられる。

1. 日仏における音楽教育政策の概要-音楽科教育・音楽専門教育・その他の音楽教育-

本稿で取り上げる学外音楽指導者について検討する前に、先ず本章において日仏における音楽教育活動のうち、音楽教育行政の差異を中心にその概要を示す事とする。

ここで言う音楽教育行政とは、我が国においては文部科学省が管轄する音楽教育政策を指し、フランスにおいては国民教育省、文化省及び青少年・スポーツ省の管轄によるものを指す。

検討に当たり、学校教育行政の枠組みにおいて、普通学校における教科教育として実施される音楽教育を音楽科教育とし、公的な音楽専門教育機関による音楽教育を音楽専門教育として分類する。またこれらには当て嵌まらないものは、それ以外の音楽教育とする。

1-1. 音楽科教育

音楽科教育に関しては、日仏共に初等・前期中等教育段階までは教育課程に音楽の授業時間が規定されている。従って、表面上大きな差異は認められない。

しかし、フランスの場合は教育課程に法的拘束力がなく、教育現場の裁量とされる範囲が大きな事もあり⁶、「芸術教育は、副次的な扱いであり、授業そのものが実施されない場合もある」⁷と指摘されてきた。

フランス政府は、このように教育課程で授業時間数が規定されているにも拘らず、実は音楽授業が実施されない状況を是正すべく、普通学校における芸術教育の実施を義務付ける「芸術教育法」（1988年）を制定した⁸。これを受けて、音楽科教育を補助充実させる目的から、本稿で取り上げる「学校参与音楽家」による音楽授業が導入される事となった。

このように教科教育から見ると、全国で均一的な授業が実施されているという点で、我が国の音楽科教育の方が整備されていると言えよう。

但し、我が国の音楽科教育の場においても、先にも触れたとおり「生涯学習音楽指導員」の活動も含め、学校外の演奏家等を活用した「音楽アウトリーチ活動」等の学校と学校外の連携プログラムも積極的に導入されており、これらについては全国共通の教育課程を補充・上乘せする授業内容の実施と捉えられる。

1-2. 音楽専門教育

一方で、義務教育における音楽科教育以外の専門的な音楽教育に目を向けると、フランスには文化省が管轄しヒエラルシー型の組織形態を持つ、国公立の音楽学校及び音楽院が全土に配置されている。初等教育段階から、音楽入門講座、器楽・声楽の実技指導、音楽理論、ソルフェージュ等、音楽の専門的教育のみが行われている。

これらフランスの音楽専門教育機関は、2003年の時点で395校（国立高等音楽院2校、地域圏音楽院35校、国の音楽学校108校、市町村立音楽学校250校）の音楽専門教育施設が設置されている。全体で約25万人の学生が在籍しており、教員は約1万2千人である⁹。

但し、教育内容が専門的音楽教育であっても、学生は必ずしも音楽の専門家となる事を目的とはしていない。例えば、上述した市町村立音楽学校で取得できる第三課程修了証明書¹⁰は、音楽の専門家となる前段階を修了した証明であり、上級アマチュア音楽家としての技能を示すものと位置づけられている¹¹。

将来、音楽を生業としたい場合は、通常更に上級の地域圏音楽院、国の音楽学校、或いは国立高等音楽院において専門教育を受ける。音楽を生業とするに当たって、これら上級の音楽専門教育を受けることは義務ではないが、進学しない場合は現実的に更に困難となる。

従って、殆どの学生がこの第三課程で音楽専門教育を終える。これらの状況から、上級の音楽専門教育機関の前段階における音楽専門教育については、生涯音楽と捉えられよう。

フランスの音楽専門教育機関の多くは、1969年から実施された「フランスにおける音楽機関の組織化のための10ヶ年計画」¹²による設置であり、最近40年あまりの成果と言える。

これは実は、現在のフランスにおける芸術文化振興は、1959年より発足した第五共和制以後に確立された事を示す例でもある。同国は、音楽分野を含め、国や地方公共団体等の公的機関による芸術文化振興を積極的に実施している典型例とされている。その理由として、同国の芸術文化庇護の伝統という歴史的背景が強調される傾向にある。

しかしながら実際には、国家が芸術文化振興を国の重要政策と位置づけたのは、現在の政体である第五共和制である¹³。つまり現在、一般的に形成されていると考えられる、文化芸術大国フランスを想起させる施策¹⁴の多くは、過去凡そ50年間で築かれたものである。因って、我が国の芸術文化振興ないしは芸術教育政策を考察する際、伝統的に芸術文化振興に積極的であったフランスの例は参考にならないという論には当たらない。

他方、我が国の学校教育法第一条で定められている学校には、フランスのように初等教育段階から音楽専門教育のみを行う教育機関は存在せず、教育行政の中心的な対象とは見做されていない¹⁵。従って、我が国で幼少時から音楽専門教育を受けるには、基本的に学習者側の自己努力に依るしかない。

1-3. その他の音楽教育

更に、日仏両国の音楽科教育行政、フランスの音楽専門教育行政のどちらにも当て嵌まらない音楽活動及び音楽教育活動の場として、学校外の公の施設または民間で実施される総合的な音楽学習活動が挙げられる。

これのうち、形態が多様である個人（民間）の音楽教室を除外すると、教育内容が音楽による全人的教育を目的としている点は、日仏に共通する音楽教育活動と見做す事ができる。

具体例として、我が国においては公民館等で実施される音楽関係の講座、フランスにおいては、青少年・スポーツ省の政策に基づき地方公共団体が設置する文化会館（Centres d'animation）等による音楽関係の講座が挙げられる。

以上が日仏の音楽教育行政についての概要である。先ず、音楽科教育に関しては、日仏共に学習指導要領に沿った授業展開が基本となっているものの、フランスでは全国画一的な実施には至っていない事、次に音楽専門教育行政については、我が国にはこれに該当するものは存在しない事、そしてその他の音楽教育活動に関しては両国に共通する点も見いだされる事が理解された。これらの背景を勘案しながら、次段で日仏の学校外音楽指導者について検討したい。

2. 日仏の学校外音楽指導者

さて、ここまで日仏の音楽教育行政について概観してきたが、両国の音楽教育政策は、基本原理からして大きく異なることが明らかとなった。殊に、フランスには音楽院制度がある為、国や地方公共団体が音楽専門教育に深く関与している点は決定的な違いと言える。

その一方で、学校外の音楽指導者については、両国共に、前段1-1. 音楽科教育、及び1-3. その他の音楽教育の場で活動しており、その活動内容や役割の面で共通点も見出される。以下において両者の①法的枠組み・目的・役割、②活動内容と活動の場、③養成課程についてそれぞれ比較する。

2-1. 我が国の「生涯学習音楽指導員」

2-1-①. 法的枠組み・目的・役割

「生涯学習音楽指導員」は、先に触れた「音楽振興法（通称）」の制定を中心的に推し進めてきた「(財)音楽文化創造」が認定する資格であり、国家資格ではない。

但し、全国で地域ブロック別に「生涯学習音楽指導員研究会ネットワーク」を組織しており、これらの幾つかは、文部科学省の生涯学習推進策である「地域子ども教室推進事業」や、文化庁の文化振興策である「地域文化振興事業」を受託している。

生涯学習音楽指導員は、「地域社会における音楽文化の推進」¹⁶を目的に、「特に、地域における音楽活動を組織化し、地域の音楽文化・教育諸事業を企画・運営し、関係者に指導・助言する」¹⁷事がその役割であると説明されている。

この資格は、活動年数及び講座受講状況によってA級・B級・C級に分かれており、各級によって指導助言できる範囲等が異なるが、「生涯学習音楽指導員」としての目的と役割自体は変わらない。尚、我が国において「生涯学習音楽指導員」に類似する資格は他に存在しない。

2-1-②. 活動内容と活動の場

活動内容としては、有資格者がそれぞれの活動地域に応じて「生涯学習音楽指導員研究会ネットワーク」に所属し活動している。実際には、同ネットワークが運営する音楽教室単位で活動することとなるが、そこでは文部科学省「地域子ども教室推進事業」や文化庁「学校への芸術家等派遣事業」「文化芸術による創造のまち」等、国の施策を受託したり、音楽に関する講座を開いたりしている。即ち、各事業計画や独自の音楽講座の方針に沿って、音楽の専門知識・技能を活用した指導を実施していると言える。

これらに見る様に、有資格者で構成される「生涯学習音楽指導員研究会ネットワーク」が運営する音楽教室は、「1-3. その他の音楽教育」で指摘した、個人（民間）音楽教室とは異なり、国や地域の音楽文化振興策との連携を重視する公的性質の度合いが強いことが窺われる。また、活動の場に関しても、小学校や中学校の授業において指導する場合に加え、放課後や休日等、指導の場としてこれらの学校や児童館等を使用している場合が多く、地域の教育資源の使用を認められているものと考えられる。

また、国の施策に応募する為、事業計画の立案段階から、地域の公民館や文化施設と地域の「生涯学習音楽指導員研究会ネットワーク」が連携しており、行政との意思疎通も図られている。

従って、生涯学習音楽指導員の活動内容を纏めると、所属する「生涯学習音楽指導員研究会ネットワーク」を通じて、①地域が推進する音楽活動における指導、②（教育基本法第一条に定める）学校の教育課程への参与、③各音楽教室で独自に展開される音楽講座における指導の3つに分類できる。

2-1-③. 養成課程

「生涯学習音楽指導員」の資格認定を受けるには、(財)音楽文化創造が実施する講座の受講が条件となっている。同資格にはA級・B級・C級があり、次ページの図のように段階別に区分されている。

～6月	8月	12月	3月	5月	8月	12月	3月	5月	
受講資格審査 受講申込	第1回講習会 C級	調査研究レポート提出	課題研究レポート提出 第2回講習会	C級取得 活動経験 (1年間)	第1回講習会 B級	調査研究レポート提出	課題研究レポート提出 第2回講習会	B級取得 活動経験 (1年間)	A級講習会

(出典：財音楽文化創造『生涯学習音楽指導員養成講習会』案内ガイド、p.3.)

これらから、始めにC級を取得し、その後実践経験を重ねながら、B級・A級へと進行する事が分かる。では、基礎となるC級の受講資格と講習会の内容・時間数はどのようなものであるのかを下記に示す。

C級受講資格は、満20歳以上であり、①大学等で音楽を専攻し、音楽の専門技術を有する者、②財音楽文化創造が認める音楽関係団体で認定あるいは検定を受け、特定の指導技術を有する者、③財音楽文化創造が指導者として特定の音楽の専門技術を有すると認めた者、④特に財音楽文化創造が適当と認めた者という、以上4つの基準を設けている。

C級講座の時間数は、①生涯学習関係論に関わる分野20時間、②音楽学習関係論に関わる分野30時間、③生涯音楽学習総合研究に関わる分野10時間の計65時間である。これを3日間に亘って受講するのである。次のB級資格取得の際には、C級資格者として一年間の活動経験に加え、もう一度C級と同じ時間数の講座を受講する。更に、A級に進むには、B級資格者として一年間の活動経験に加え、生涯音楽学習総合研究に関わる分野44時間の講座を受講する。

この教育課程から、資格に段階を設けることで、生涯音楽学習に関わる指導者としての理論だけではなく、実践経験が反映される仕組みとなっていることが窺われる。

2-1. フランスの「学校参与音楽家」

2-1-①. 法的枠組み・目的・役割

フランスの「学校参与音楽家」は、大学の「学校参与音楽家」専門課程修了証を以て有資格者とされ、国が認める資格である。具体的には、この養成センターの設置に係る国民教育省1984年6月25日付通達¹⁸において規定されている。

同通達で養成センターの設置目的は、「音楽家に『専門家(プロフェッショナル)』の資格を与え、小学校と幼稚園において教師と協力し、職業として活動できるようにすることを目的とする。本センターは、専門家としての能力を有し、幼稚園・小学校における音楽教育を、全体的な教育に組み込むために、教員と協同して取り組むことを望む音楽家に開かれ、彼らに学校の状況を考慮した音楽教育及び教育学的素養を習得させる。」と規定されている。

これは当時、普通学校において音楽授業が実施されない場合もある状況を改善すべく設けられた資格である。普通教育の教育課程における音楽教科をより充実させるのが目的と考えられる。

従って、「学校参与音楽家」には、音楽の専門家としての能力を活用して、広く一般的に音楽活動を普及膾炙させる役割が担わされていると解される。

2-2-②. 活動内容と活動の場

「学校参与音楽家」は、市町村や音楽院・音楽学校と雇用関係にあり¹⁹、所属する市町村の公立保育所・幼稚園・小学校・音楽院・音楽学校・文化会館・病院等を巡回指導している。

公立保育所・幼稚園・小学校など普通学校においては、主に「学校参与音楽家」が音楽授業を担当し、これに加えて各学校の教諭が合唱指導などを補助的に行っている。つまり、日常的に授業を担当しているのは、学校に配属されている教諭であるが、「学校参与音楽家」の巡回授業がある場合は、より専門性が高くなる。

音楽院・音楽学校においては、主に入門段階にある児童を対象に音楽を楽しむための入門講座や、専門実技指導を担当している。更に、地域の文化会館等で開催される音楽講座を担当したり病院を訪問したりする場合もある。

2-2-③. 養成課程

資格を得るためには、フランス全国に9ヶ所設置されている大学付設養成センターにおいて、2年間（社会人は3年間可）に亘り、1500時間の講座を受講し、最終試験に合格しなければならない。

パリ第11大学付設養成センターの科目内訳を示すと、①声・歌の実技実践（335時間）、②専攻実技（125時間）、③他の表現技術（90時間）、④音についての知識・経験（50時間）、⑤作品解釈（235時間）、⑥教育学・心理学（525時間）、⑦実際の活動環境への知識（90時間）、⑧音楽プロジェクトの構想と実現（50時間）となっている²⁰。全時間の35%が教育学・心理学といった教育専門科目に充てられている。

この養成センターに進学するためには、①一般教養（バカロレア取得後2年間の学習）、②音楽実技（公立音楽院の第三課程入学可能程度）、③予備登録のための書類審査（学習歴、音楽歴、指導歴、現在の状況、等）④面接が条件となっている。

これらから、実践期間を含め段階的に進行する「生涯学習音楽指導員」資格に比して、フランスの場合は養成センターにおける訓練を重視していることが窺える。

3. 日仏の学校外音楽指導者の活動事例から

最後に、筆者が実際に見学した両活動の実例から、活動を支える環境について取り上げたい。フランスの「学校参与音楽家」は、市町村によって雇用されたり、或いは地域の音楽専門教育機関と雇用契約を結ぶなど、生業として成立できる場合が多い²¹。

筆者が随伴見学した活動はパリ周辺の5例であるが、全員が「学校参与音楽家」として市町村に雇用され、主に地域の学校と音楽専門教育機関で指導していた。このうち一例については特に長期間観察したが、活動する町から専任の「学校参与音楽家」として雇用されており、平日は地域の保育所・小学校・音楽院を4-5校巡回し、学期末の休日や夜間（夏季の野外は20時でも十分明るい）は、学校で開催する授業成果発表音楽会の指導にも当たっていた。

他方、我が国の「生涯学習音楽指導員」の活動を見ると、その指導内容はフランスの例と類似するものであるにも拘らず、指導の対価は勿論、交通費さえ支給されない場合もあるという現状がある。活動に対し、教育委員会や(財)音楽文化創造の後援は得られても、財政支援は全く為されない場合が多い。

2008年3月に、ある地域の「生涯学習音楽指導員研究会ネットワーク」の活動成果発表会を見学したが、この発表会は指導者も含め参加者が出費することで運営されていた。本発表会を主導した生涯学習音楽指導員は、「体育分野の生涯学習指導員は職業として成立しているのに対し、音楽は成立していない。その背景に（無償・活動者の出費が当然という）公民館活動の伝統的な体質があるのではないか」（筆者によるインタビュー）と指摘する。

まとめ

以上本稿において、日仏の音楽教育行政の差異を検討した上で、活動内容に共通点が見出される「生涯学習音楽指導員」と「学校参与音楽家」について、その法的枠組みと目的・役割、活動内容、養成課程、並びに事例を検討してきた。

これらから、両資格とも個人（民間）の音楽教室等で指導する場合とは異なり、公的な生涯学習振興や音楽教育振興の為の施策と結びついて活動していることが窺われた。

活動を実施する前提条件として、日仏の音楽教育制度が異なるとはいえる。しかし、上述したようにフランスは1990年代以降、普通学校において音楽授業が実施されない状況は改善されており、「学校参与音楽家」による音楽授業は、学校の教諭による音楽授業を補強しながら発展させるものである。これに対する「生涯学習音楽指導員」の活動も、通常の音楽授業を補助・上乘せする活動と解された。

このように活動の性質が類似している一方で、我が国の「生涯学習音楽指導員」は殆ど生業として成立せず、フランスの「学校参与音楽家」は、専門職として成立している現状が明らかとなった。日仏両国で、学校外の音楽指導員による音楽指導の需要があるにも拘らず、これを巡る行政の対応は大きく異なると言える。

このような活動に公的な財政的支援が為されない理由として、国や地方公共団体の財政状況が逼迫している事がしばしば唱えられる。我が国の文教予算は、他の先進国に比して少ない為、拡充させることも提案されているが、実現の可否は不明である。

しかしフランスは、我が国に比べ財政状況も良好ではないが、国家予算に対する学校教育関係予算は、2007年で約589億8,200万ユーロ（1ユーロ160円として9兆4371億2000万円）である。これは、防衛費の362億251万ユーロを上回っており、教育活動に対する国の姿勢を表していると言えよう。

財政措置の充実のみを以て、我が国の生涯音楽行政への提案とはできないが、これまで見てきたフランスの例は、大いに参考となるものと考えられる。今後もこれらの課題に取組んでいきたい。

註

¹音楽教育国民会議・音楽教育推進プロジェクト『音楽教育振興政策立法化への課題』音楽教育国民会議、1992年、(財)音楽文化創造ホームページ

http://www.onbunso.or.jp/about_f.htm (last access April 20, 2008) における記述から、正確には、同財団の前組織である「音楽教育国民会議・音楽教育推進プロジェクト」が、同法制定を推進していたものと考えられる。

² 「音楽アウトリーチ活動」については、林陸「音楽のアウトリーチ活動に関する研究—音楽家と学校の連携を中心に—」大阪大学博士論文、2003年を参照のこと。

³ 文部科学省ホームページ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/main13_a2.htm (last access April 20, 2008) によると、「教科の領域の一部等を担任する非常勤講師について、任用・雇用しようとする者から都道府県教育委員会に届け出ることにより、教員免許状を持たない人を登用することができる」の制度である。

⁴ 例えば、加藤いつみ「生涯音楽学習へのオカリナ導入の一試み」『日本生涯教育学会論集』第20号、1999年、pp.153-160、高萩保治、中嶋恒雄『音楽の生涯学習-理論と実際-』玉川大学出版部、2000年等が挙げられる。

⁵ 永島茜「フランスにおける学校参与音楽家—音楽普及の面からの位置づけ—」『季刊音楽文化の創造』第36号、2005年、pp.70-73、吉澤恭子「フランスの初等音楽教育における学外音楽指導者承認制度—その成立過程を巡って—」『日仏教育学会年報』第11号、2005年、pp.121-131.が挙げられる。

⁶ 「官報告示、大綱の性格など日本の学習指導要領と大差はないが、いわゆる法的拘束力はない。」、藤井佐知子「世界の教科書はどうなっているのか—『フランス』作るのも選ぶのも教師が主導—」『季刊教育法』N°130、2001年、PP.66-69.より引用。

⁷ P.ブルデュ—他『美術愛好』木鐸社1994年 p.97 sqq.このほか国民議会の議事録などにも「普通小学校による音楽教育は行われていない例も多いからである。中学校ではそれよりは増えるものの、多いとはいえない。」(J. O., débats parlementaires, Assemblée Nationale, compte rendu intégral, le 24 oct., 1980. pp.3120-3121.) といった記述が見られる。

⁸ この「芸術教育法」については、永島茜「フランスにおける芸術教育の法的基盤に関する研究—1988年芸術教育法を中心として—」『フランス教育学会紀要』第16号、2004年、pp.35-48.を参照されたい。

⁹ “Les écoles classées” in Cité de la musique, *Musique apprendre /pratiquer guide*, Cité de la musique, 2003, p.89. これらの音楽専門教育施設は、その区分に応じて発行できる修了証や教育段階が区別されている。また運営形態としては、国立高等音楽院2校のみが文化省直轄の音楽院ではあるが、公立音楽院・音楽学校も国（文化省）からの補助を受けている。

¹⁰ Certificat de fin d'études musicales, CFEM.

¹¹ Cité de la musique, “L'organisation des études” in *Guide des métiers de la musique*, Cité de la musique, 2001, p.23.

¹² Service de la musique de l'art lyrique et de la danse, *Plan de 10 ans pour l'organisation des structures musicales française*, 1969. 尚、本計画は、当時文化省音楽係長であったM.ランドゥスキによって実施された。

¹³ 詳細は、永島茜『フランス音楽政策の変遷とその新たな展開—公的関与の論理と政策理念の検討を中心として—』東京芸術大学博士学位論文、2008年を参照されたい。

¹⁴ 一例として、Grands travauxと言われる、ミッテラン期における一連の大規模文化施設建設工事、音楽分野では、国が直轄運営するパリオペラ座、パリトリヨンの国立高等音楽院等の存在とその予算規模が挙げられる。

¹⁵ 尤も、専門音楽教育のみを実施するという点で、既に設置基準を満たしておらず現行法では不可能であるという見方もできる。更に、専修学校・各種学校については、全学校の教育課程を把握できておらず、今後の検討課題としたい。また、学校教育法以外の法令で特別に規定されている教育機関についても、音楽を専門とするものは設置されていない。

¹⁶ 財団音楽文化創造『生涯学習音楽指導員養成講習会』案内ガイド、p.1.

¹⁷ *Ibid.*, p.2.

¹⁸ Circulaire n°84-220 du 25 juin 1984. 国民教育省及び文化省通達「小学校および幼稚園における学校参与音楽家養成センター」について

¹⁹ 常勤（全日・半日従事）、非常勤契約等、雇用形態は様々である。

²⁰ Université Paris-Sud-11, *Centre de Formation de Musiciens Intervenant à l'école maternelle et élémentaire, Année 2006-2007*, p.8.

²¹ フランス文化省が発表した「学校参与音楽家」に関する報告書（Dominique LQFOURCADE, *Les situation d'emploi des musiciens intervenants diplômés des CFMI, DMDTS*, 2006）によると、雇用形態、活動内容が多様であるため、有資格者の正確な採用状況は把握できないものの、概ね順調であり音楽関係の他資格よりも優位であると指摘されている。